戦後 70 年を迎え、日本はさまざまな点で岐路に立っています。国立大学という場で働き、教育し、研究する私たちにとっては、この職場が、近年の政府によって国策のための道具とみなされ、さまざまな方向に政策的に、そして財政的に誘導されるたびに、「学問の自由」の府としての大学の役割が、そしてそれを支えるために歴史的伝統的に築かれ、保障されてきた「大学の自治」への認識が、私たち自身の間で次第に曖昧になってきているのではないか、という懸念があります。

それゆえ、広島大学教職員組合執行委員会は、「大学の民主化」をその目的に掲げる組合として、「大学の民主化」がよって立つところの「大学の自治」と、その根拠となる「学問の自由」について、私たちの責任を再確認し、今後の活動の指針とすることが重要であると考え、以下の声明を行います。

「学問の自由」の担い手としての責任に関する声明

私たち広島大学教職員組合執行委員会は、大学が「学問の自由」の担い手として特別の役割を与えられていることを自覚し、本組合がその責任を真摯に果たすことができるように全力を尽くします。「思想及び良心の自由」や「表現の自由」に加え、日本国憲法が第 23 条で保障する「学問の自由」は、人類史の到達点のひとつであり、真理とそれに基づく進歩を求める人間にとって不可欠の要素です。そして、「ポポロ事件」最高裁判決が述べるように、この「学問の自由」は、「学問的研究の自由とその研究結果の発表の自由とを含む」とともに、伝統的に特別の役割を大学に与えてきました。すなわち、「大学が学術の中心として深く真理を探究することを本質とすることにかんがみて、特に大学におけるそれらの自由を保障することを趣旨としたものである」とされ、「教授その他の研究者は、その研究の結果を大学の講義または演習において教授する自由を保障される」としたうえで、「大学における学問の自由を保障するために、伝統的に大学の自治が認められている」と、同判決は述べています。換言すれば、大学には真理を探究する責任が課されており、そのために、外部のあらゆる干渉や圧力に屈しない制度的保障としての「大学の自治」が認められているのです。

この「大学の自治」は、象牙の塔を意味するものではありません。大学は開かれており、外部に表明された研究成果は、同分野の研究者のみならず、広く社会の批判にさらされるべきものです。しかしながら、真理探究の過程にあっては、ガリレオの例を俟つまでもなく、さまざまな研究手法や仮説が、たとえ社会の常識を逸脱するものであっても、まずは真理のみのために議論されるべきであって、大学という「場」は、そのための、「教授その他の研究者」や学生など真理探究者の共同体として作られてきました。最高裁判決が、大学における「教授する自由」は保障されていると判示したのは、このような真理探究者としての共同性を踏まえてのことにほかなりません。したがって「大学の自治」とは、このような共同性を確保し、より自由にまた効果的に真理に接近できる環境を保障する枠組みと解すべきものです。

このような、真理探究のための共同体たる「大学」を成立させる責任は、第一義的にはそれを主体的に構成する教員や研究者にあります。特に、その共同体における外部への窓口としての役割も果たす「学生」の「批判する自由」を、実質的にも保障し、真理探究の共同体の一員として処遇することは、「教授する自由」を行使する教員・研究者の責務です。すなわち、「大学の自治」は何らかの特権と解すべきものではなく、むしろ大学構成員に課された、真理探究という責任を果たすためになすべき課題であると考えるべきものです。私たちは、広島大学教職員組合が、この「大学の自治」の実現を通して「学問の自由」を守り強め、日本国民はもとより、人類全体に奉仕することができるように全力を尽くすことを宣言します。

2015 年 7 月 21 日

広島大学教職員組合執行委員会
委員長 吉田 修

広島大学教職員組合 執行委員会